

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターにおける研究費の運営及び管理に関する
取扱規程

制定 平成21年4月1日制定
最終改正 令和4年9月30日改訂

(目的)

第1条 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）における研究費の不正使用行為を防止し、その適正な運営・管理を行うため必要な取扱いを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究費

国の各省庁及び各省庁が所管する法人その他センター以外の外部機関から配分される競争的研究費を中心とした公募型資金等（以下「競争的研究費等」という。）のほか、センターが実施するすべての研究の実施に要する経費をいう。

(2) 不正使用

故意又は重大な過失により、センターの規程及び法令等並びに配分された競争的研究費等の交付決定の内容、配分条件及び使用条件等に違反した使用をいう。

(3) 職員等

センターの役職員（会計年度任用職員、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員を含む。以下同じ。）及びセンター以外の法人その他の団体等に所属する者でセンターの研究業務に関与するすべての者をいう。

(責任体系)

第3条 研究費の運営・管理を適正に行うための責任と権限は次のとおりとし、これを内外に公表する。

(1) 研究費の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。

(2) 研究費の運営・管理について最高管理責任者を補佐し、センター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、理事をもって充てる。

(3) 研究費の運営・管理について研究所等（部及び研究所をいう。以下同じ。）における実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を置き、部長及び所長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の運営・管理が行えるよう、適切なリーダーシップを発揮するものとする。

3 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、センター全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次のことを実施するものとする。

- (1) 自己の管理監督又は指導する研究所等における不正使用防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正使用防止を図るため、研究所等内の研究費の運営・管理に関わる職員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 不正を起こさせない組織風土の形成及び職員等の意識向上を図るための啓発活動を実施する。
 - (4) 自己の管理監督又は指導する研究所等において、職員等が、適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 5 監事は、不正使用防止対策に係る内部統制の取組、運用状況についてセンター全体の観点から確認し、意見を述べるものとする。
- 6 鳥取県産業技術センター内部監査規程に定める内部監査責任者、コンプライアンス推進責任者及び第5条第2項に定める不正使用防止計画推進担当は、前項に規定する監事の確認及び意見に必要な情報を監事に提供するものとする。

(研究費に関する相談窓口)

第4条 センター内外からの相談窓口は、次のとおりとする。

- (1) 研究費の制度、申請等に関すること。 企画・連携推進部企画室
- (2) 研究費の事務処理に関すること。
 - ア 外部機関との委託・受託事務に関すること。 企画・連携推進部企画室
 - イ 各経費の予算に関すること。 総務部総務室、企画・連携推進部企画室
 - ウ 具体的な会計事務処理に関すること。 総務部総務室

(不正使用防止計画の策定・実施)

第5条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正使用防止計画を別途策定するものとする。

- 2 最高管理責任者は、自ら不正使用防止計画の進捗管理に努めるため、最高管理責任者の指揮の下に不正使用防止計画推進担当を置き、企画・連携推進部長をもって充てる。

(研究費の不正使用に関する対応)

第6条 研究費の不正使用が発見又は不正使用があると思慮されるときは、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターにおける研究活動の不正行為への対応に関する規程（平成21年3月1日制定。）に準じて対応する。

(内部監査体制)

第7条 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター会計規程第52条の規定に基づき内部監査を命令された職員（以下「検査職員」という。）は、研究費の適正な運営・管理のため、不正使用防止計画推進担当と連携して内部監査を実施する。

- 2 検査職員は必要に応じて、監事と協力し、効果的・効率的かつ多角的な監査を実施する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月30日から施行する。